

施設整備計画支援業務

仕様書

平成 26 年 5 月

江戸崎地方衛生土木組合

第1章 総則

1. 業務の目的

江戸崎地方衛生土木組合（以下「甲」という。）では、老朽化した施設の更新に向けて、調査・検討を進めているところである。新ごみ焼却施設は平成31年度、リサイクルセンターについては平成33年度の竣工を目標としており、本業務委託は平成28年度工事着工に向け作業を遅延なく進めるために、今後必要となるすべての業務について、調査、計画並びに総合的な支援を行うことを目的とする。また、PFI方式にてごみ処理施設の整備を実施すべく、各種の調査、計画並びに手続きを進める。処理施設の建設及び運営に係る事業（以下、「本事業」という。）については、民間事業者の資金と経営能力等の活用を図る法律（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 平成11年法律第117号（以下、「PFI法」という。））に準じて実施する方針である。

以上を踏まえ、本業務は、委託事業者の募集、選定及び契約等に係る技術面、法務面を中心に甲へのアドバイザリーを行うと共に事業に必要な各種設計・調査、都市計画決定手続きに必要な資料の作成等を行うものである。

2. 仕様書の適用

本仕様書は「施設整備計画支援業務」に適用する。

3. 業務の名称と履行期間

本業務の委託名及び履行期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 委託名

施設整備計画支援業務

(2) 履行期間

契約の日の翌日から平成28年9月30日まで

4. 対象事業の概要

(1) 対象事業の計画地

茨城県稲敷市高田424番地 外

(2) 施設規模等

・ごみ焼却施設 70 t/日 (35 t/日×2 炉)

(3) 解体予定施設概要

- ・施設名称 環境センターごみ焼却施設
- ・処理能力 100t/16h
- ・建築面積 1735.2 m²
- ・延床面積 3425.2 m²

5. 業務の内容

本業務の主な業務内容は次のとおりとする。なお、各業務の詳細については、第2章以降を参照のこと。

- (1) ごみ処理施設建設発注手続き支援業務
- (2) 測量業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 都市計画決定図書作成
- (5) 調整池基本設計業務
- (6) 調整池実施設計業務
- (7) 生活環境影響調査資料作成業務

6. 業務上の提出書類

受託者（以下、「乙」という。）は業務の着手及び完了にあたって次の書類を提出すること。

(1) 着手時

- ・業務着手届
- ・主任技術者届
- ・業務工程表

(2) 完了時

- ・完了届

7. 関係法令等の遵守

乙は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等で示された当該業務に関する事項を遵守し、業務内容に不備のないようにしなければならない。

8. 秘密の保持

乙は、本業務の遂行上知り得た内容及び関係図書等について、甲の許可なく第三者に漏らしたり、提供したりまたは他の調査に使用してはならない。また、中立を保たなければならない。

9. 業務の変更等

甲は、必要と認めたとき、業務内容の一部を変更もしくは停止させることができる。

この業務内容変更に伴う委託料及び委託期間の変更等については、甲乙、別途協議の上、決定するものとする。

10. 資料等の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集は、原則として乙が行うものであるが、甲が所有し、業務に利用できる資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、甲に提出し、業務完了時に全て返却するものとする。

11. 協議及び議事録の作成

乙は、業務遂行にあたり必要に応じ、甲と協議を行うとともに、関係諸官庁にも照会等を行い、目的達成に努めるものとする。なお、乙は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、甲に提出するものとする。

12. 関係機関との協議

乙は、関係機関との協議が必要な時または協議を求められた時は、誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅延なく甲に報告しなければならない。また乙は、甲が事業を進めていく上で必要な関係法令、規制他への手続き、申請、届出等の課題への支援を行い、関係諸官庁への対応に協力するものとする。

13. 疑義

本業務遂行にあたり、本仕様書の事項に疑義が生じた場合、または仕様書に定めのない事項については、甲乙、別途協議の上、決定するものとする。

14. 検査

乙は、業務の完了に際し、甲による成果品検査を受けるものとし、検査合格をもって本委託業務の完了とする。なお、納品後、成果品内容に誤記・違算があった場合、速やかに訂正し再提出しなければならない。

15. その他

本仕様書は、業務の概要を示すものであるため、本仕様書に明記のない事項であっても必要なものについては、実施するものとする。

第2章 ごみ処理施設建設発注手続き支援等業務

第1節 施設基本設計

本業務は、建設予定地において、ごみ焼却施設を建設するために必要な、施設の性能、基本条件、仕様等を決定するためのものである。また、本計画を踏まえ、将来計画として、見積仕様書を策定するため、見積仕様書で提示すべき条件等を十分勘案して業務を実施するものとする。なお、甲が平成25年度に行った「江戸崎地方衛生土木組合施設整備計画作成等業務」を踏

まえて検討すること。

1. 整備基本方針

ごみ焼却施設の位置付けを明確にし、施設の建設方針を設定する。

- ① 施設整備の必要性
- ② 計画目標年次
- ③ 新ごみ処理体系
- ④ 施設計画方針

2. 計画条件の収集・整理

ごみ焼却施設の建設に係る敷地条件、供給施設などの計画条件を整理する。

- ① 敷地および周辺条件（地形、標高、計画地盤高、地質条件、都市計画内容、他）
- ② 公害防止基準（排ガス、騒音・振動、悪臭、水質他）
- ③ 搬出入車両条件（ごみ収集車、一般搬入車、見学者、維持管理関連車両他）
- ④ 供給施設条件（電気供給施設、水道供給施設、ガス供給施設他）
- ⑤ 運営管理条件（既存の廃棄物処理施設との関連他）等

3. 基本システムの整理・検討

(1) ごみ処理基本システム、仕様、能力及び容量等の検討

各施設の基本的な処理システムの検討を行う。

- ① 受入供給方法の検討
- ② 前処理システムの検討
- ③ その他各種設備の検討（仕様、能力等を含む）
- ④ 処理フローの設定
- ⑤ 貯留、保管容量の検討

(2) 余熱利用方式の検討

場内における余熱利用方法及び余熱利用施設への熱供給方法について検討する。

- ① 発生エネルギーの算出（熱エネルギー、他）
- ② エネルギー形態別の利用可能量の検討（場内利用、場外利用）

(3) 技術アンケート調査

(1)及び(2)の検討を補完するため、プラントメーカーに対して、技術アンケート調査を行う。

4. 資源化物利用計画

ごみ焼却施設から搬出される資源化物の効果的な利用方法について検討する。経済性、社会情勢、引き取り先の安定性等の観点からメリット、デメリット等を再検討すること。

- ① 資源化物の引取条件検討
- ② 搬出車両条件検討

5. 余熱利用施設計画

余熱利用施設の建築概要及び基本施設構成について検討する。本組合と関係課との協議を行うこと。

- ① 立地に係る土地利用上の制約条件の整理
- ② 建築面積、延べ床面積の検討
- ③ 基本施設構成（プール、浴室、他）の検討
- ④ ゾーニング配置図の検討

6. 全体計画

建築、建築機械、建築電気、電気・計装、外構など、機械設備以外の各仕様について設定するとともに、施設間の取り合い条件を設定する。また、工事工程や工事範囲、工事車両入り口、既設稼働との調整事項などの施工計画について諸条件を設定する。

- ① 施設機能の整理、検討（合棟・別棟、軽量・検収方法、場内水利用等）
- ② 施設間の取り合い条件
- ③ 啓蒙・啓発機能検討（情報公開等を含む）
- ④ 運営・維持管理（安全対策等を含む）
- ⑤ 外構計画
- ⑥ 建築計画（建築、建築機械、建築電気）
- ⑦ 電気計画
- ⑧ 仮設計画
- ⑨ 工事工程

7. 地域計画の変更

平成26年度に策定し、環境省提出の「稲敷市・美浦村地域循環型社会形成推進計画」について、本章中の内容を精査し必要な変更を行うこと。

第2節 見積発注仕様書の作成に係る業務

見積発注仕様書作成業務は、プラントメーカー等に見積設計を依頼し、徴収した見積書及び設計図書をもとに各種検討を実施することで、民間事業者募集書類の作成や予定価格の算定等を行うことを目的とする。

1. 見積仕様書等作成

焼却施設の見積仕様書他、必要資料1式を作成する。

見積仕様書のうち建設工事部分は「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き（標準発注仕様書及びその解説）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」に準拠し、焼却施設の各計画を反映して作成する。見積仕様書の他、見積提出要項、各様式集（内訳書を含む）、見積内容を補足説明する添付資料等を作成する。また、各社への質疑応答の中で回答の作成を支援する。

2. 見積設計図書の比較評価

見積設計図書を見積仕様書との対比で整理する。見積設計図書の整理内容は見積仕様書の項目に合わせた整理内容とする。また、メーカーヒアリングを実施し、見積設計図書の整理内容を補足するとともに、必要に応じて見積設計図書の訂正、追加及び訂正図書の再提出などの指示を行う。

3. 予定価格設定支援

参考見積書の整理を行い、甲が予定価格を設定するための支援を行う。

第3節 解体工事発注仕様書等作成業務

1. 財産処分報告書等作成

(1) 財産処分報告書作成

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条に基づき、環境センターごみ焼却施設の「財産処分報告書」を作成すること。「財産処分報告書」は、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」別紙様式2に準じた内容とすること。

（添付書類）

- ・対象施設の図面及び写真（国庫補助対象部分が明らかとなるもの）
- ・補助金交付決定通知書及び補助金額確定通知書の写し（交付額が確認できるもの）
- ・経過期間の確認できる資料の写し
- ・その他参考となる資料（財産処分の内容や理由を補足するもの）

(2) 一般廃棄物処理施設の廃止に係る届出書作成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第11項に基づく廃止に係る届出書を作成すること。

2. ごみ処理施設解体工事見積仕様書等作成

国庫補助事業実績報告書の内容を整理して、解体業者に解体撤去費の見積及び見積設計図書を徴収するために以下の書類を作成すること。

- ① 見積仕様書の作成
- ② 数量計算書の作成（建築、プラント）
現地踏査及び既存の図面より数量計算書を作成し、見積内訳書に反映すること。
- ③ 見積内訳書の作成（金抜き）
- ④ 見積用図面の作成
既存の図面を参考として、位置図、各階平面図、立面図、断面図、仮設参考図、管理区域図等を新たに作成するとともに、見積に必要な既存図面を整理すること。
- ⑤ 標準工程表の作成

なお、徴収する見積設計図書は以下のものとする。

- ① 工事概要（施工手順を明らかにする書面及び図面）
- ② 配置計画図（工事中機械、設備等の配置図）
- ③ 工法の概要（除染、有害廃棄物除去、解体撤去、排気・排水処理、廃棄物処理等の概要）
- ④ 有害物質ばく露防止のための方法及び設備の概要（作業場所の分離・養生、管理区域の設定、保護具の選定、排気処理、発生源の湿潤化等の概要）
- ⑤ 工程表（工事着手を基準とした所要月数）
- ⑥ 解体実績表

3. 見積図書比較資料作成

見積業者より提出された見積設計図書を整理し、工法等の比較資料を作成すること。比較資料は、仮設工事、除洗工事、解体工法、水処理、廃棄物処理等の項目ごとに解体業者の特徴を整理すること。また、見積書を精査して解体工事の予定価格を設定するための根拠資料を作成すること。

4. ごみ処理施設解体撤去発注仕様書作成

見積及び見積設計図書を精査して、解体工事を発注するために必要な以下の書類を作成すること。

- ① 発注仕様書の作成
 - ・仮設工事（周辺環境の保全に重点を置いた内容とすること）
 - ・ダイオキシン類等ばく露防止対策工事の内容
 - ・汚染物除去工事（工法の内容を明らかにすること）
 - ・解体撤去工事（工法の内容を明らかにすること）
 - ・解体廃棄物の処理（発生する廃棄物が適正に処理される内容とすること）
 - ・作業従事者のダイオキシン類等ばく露防止対策（労働安全衛生に係る保証項目を明確にすること）

- ・周辺環境の保全対策（周辺環境に影響を及ぼす汚染物質の飛散防止に係る保証項目を明確にすること）
- ② 数量計算書の作成（仮設工事他）
- ③ 設計内訳書の作成（金入り、金抜き）
- ④ 発注図面の作成（CAD 図、既存図）
- ⑤ 積算工程表の作成

第4節 民間事業者の選定に係る支援業務

1. 実施方針の作成及び公表に係る事項

実施方針で規定すべき項目についてとりまとめること。また、応募者からの質問に対する回答書の作成等について支援する。

2. 特定事業の選定及び公表に係る事項

本業務は、過年度に甲が実施した「PFI 導入可能性調査」の結果に対し、未調査分等の追加や条件を見直し、新たに特定事業の選定として取りまとめるものである。

概略は以下のとおりとする。

- (1) 特定事業の選定に関する支援
- (2) VFM の算定に必要なデータ収集・整理
- (3) VFM の算定
- (4) リスク評価

3. 入札説明書の作成に係る事項

民間事業者の選定に先立ち、事業の概要説明、事業実施の前提条件、民間事業者の募集、選定手順及び契約に関する事項等、重要な事項を記載した資料として取りまとめる。

4. 要求水準書作成に係る事項

民間事業者が実現すべき施設整備、運営・維持管理等のサービス内容と民間事業者がサービスを実施する時の業務の水準等をまとめる。なお、仕様内容については、第1節の見積仕様書を基本とし、別途協議とするが、事業方式や甲の条件等を適切に判断し、作成する。

5. 民間事業者の募集に係る事項

入札において民間事業者に提出を求める民間事業者募集書類（技術提案様式含む）及び落札者決定基準を作成する。民間事業者募集書類は各種申込書や質問書等に加え、民間事業者の選定に必要な各提案書の様式を作成する。なお、必要な書類については別途協議とするが、事業方式や甲の条件等を適切に判断し提案する。また、応募者からの質問に対する回答書の

作成等について支援する。

6. 民間事業者の選定に係る事項

応募者から提出された提案書を取りまとめ、審査用資料を作成する。なお、評価及び選定については事業者選定委員会にて実施するが、評価において助言を求められる場合については、必要な対応を実施する。

事業者選定委員会への対応については、第3節を参照のこと。

7. 協定及び契約に係る事項

基本協定書（案）及び事業契約書（案）を作成するとともに、民間事業者との協定及び契約に係る交渉及び契約締結に係る支援を実施する。

第5節 事業者選定委員会の支援に係る業務

甲は、アドバイザー業務と平行して事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設立し、第2節で作成する各書類に対する意見の徴収や事業者選定（評価）事務を実施する予定である。本業務は、委員会の議事進行に必要な資料作成、議事進行補助とともに、議事録（概要）作成を努めるものである。なお、議事進行に必要な資料は第2節の各書類に加え、委員会用に必要資料を作成する。

委員会への対応は以下のとおりとする。

- (1) 委員会用資料の作成
- (2) 議事進行補助
- (3) 質問への対応補助
- (4) 議事録（概要）の作成

※委員会支援業務の条件は以下のとおりとする。なお、実施回数に変更がある時には甲と協議するものとする。各謝金についても本業務範囲内とする。

- ①委員会名称：（仮称）事業者選定委員会
- ②実施概要：平日昼間の2時間程度
- ③乙出席者：2名
- ④委員構成：職員、有識者等
- ⑤開催回数：計6回（詳細は別途協議とする）

第6節 成果品

乙は、以下の注釈に示す履行期限までに下記の成果品を提出するものとする。

- (1) 施設基本設計
- (2) 見積発注仕様書策定業務報告書（以下の内容を含む）

A4版 10部

- ・見積仕様書
 - ・見積仕様書添付資料
 - ・見積提出要項
 - ・様式集
 - ・技術比較評価資料
- (3)解体工事発注仕様書 A4版 10部
- ・財産処分報告書（電子ファイルを含む）
 - ・一般廃棄物処理施設の廃止に係る届出書（電子ファイルを含む）
 - ・ごみ処理施設解体工事見積仕様書等（電子ファイルを含む）
 - ・見積図書比較資料（電子ファイルを含む）
 - ・ごみ処理施設解体工事発注仕様書等（電子ファイルを含む）
- (4)民間事業者選定業務報告書（以下の内容を含む） A4版 10部
- ・実施方針
 - ・特定事業選定書
 - ・入札説明書
 - ・要求水準書
 - ・民間事業者募集書類（技術提案様式含む）
 - ・落札者決定基準
 - ・基本協定書（案）
 - ・事業契約書（案）（基本契約書、建設工事請負契約書、運営維持管理契約書を含む）
- (5)検討資料及び参考資料 1式
- (6)上記各原稿の電子ファイル CD-ROM等 1式
- (7)議事録 1式

※業務初年度に中間報告書を提出のこと。なお、中間報告書及び成果品の提出期限等は別途協議する。

第3章 測量業務

1. 現況の施設に隣接する拡張予定地について測量を行い施設配置計画等の資料とする。

- | | |
|----------|--|
| (1) 用地測量 | 15,000 m ² |
| (2) 地形測量 | 15,000m ² (0.015km ²)、1/500 |

2. 成果品

乙は、業務終了後速やかに下記の成果品を提出するものとする。

(1) 報告書	A 4 判 3 部
測量成果簿を含む	
(2) 上記成果品を記録した電子データ	1 式

第 4 章 地質調査業務

1. 本業務は、甲が建設を予定しているごみ処理施設について、必要な地盤情報を得る為に地質調査を行うことを目的とする。

2. 機械ボーリング

ボーリング調査箇所的位置は、現地踏査に基づいて甲との協議で決定する。

また、ボーリングの方向、深度、孔径および孔数は表—1 の通りとする。なお、項目等の変更及びこれによりがたい場合は、甲と協議する。

ボーリング終了は、予定深度を基本とするが、予定深度に達する前に支持層が確認された場合、もしくは予定深度に達しても支持層が確認できない場合は甲と協議する。

3. 標準貫入試験

標準貫入試験は、1 m 毎に実施し、表—1 の通りとする。なお、これによりがたい場合は甲と協議する。

4. サンプルング

サンプルングは、表—1 のとおりとする。なお、これによりがたい場合は甲と協議する。サンプリングは土質条件にあわせ適切なものを使用する。

5. 足場仮設

機械ボーリング等の足場は、平坦地足場 7 箇所を予定する。なお、調査数量等に変更がある場合は、甲と協議する。

6. 調査孔閉塞

作業終了後に調査孔閉塞を行う。調査孔の閉塞は甲の承諾を得た後、行うものとする。

7. 土質試験

土質試験は、表—1 の通りとする。なお、これによりがたい場合は甲と協議する。

8. 解析等調査業務

既存資料の収集・現地踏査、資料整理とりまとめ、断面図等の作成、総合解析とりまとめを行

うものとする。

9. 報告書作成

調査結果について、業務報告書のとりまとめを行う。

表—1 地質調査数量表

		No1	No2	No3	No4	No5	No6	No7	計
機械ボーリング	粘性土φ66	5	5	5	5	5	5	5	35
	砂質土φ66	25	25	25	25	25	25	25	175
	計	30	30	30	30	30	30	30	210
標準貫入試験	粘性土φ66	5	5	5	5	5	5	5	35
	砂質土φ66	25	25	25	25	25	25	25	175
	計	30	30	30	30	30	30	30	210
サンプリング		1	1	1	1	1	1	1	7
土質試験	密度試験	2	2	2	2	2	2	2	14
	含水比	2	2	2	2	2	2	2	14
	粒度試験	2	2	2	2	2	2	2	14
	液性限界	2	2	2	2	2	2	2	14
	塑性限界	2	2	2	2	2	2	2	14
	湿潤密度	2	2	2	2	2	2	2	14
	圧密試験	2	2	2	2	2	2	2	14
	三軸圧縮	2	2	2	2	2	2	2	14

10. 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- | | | |
|-----------------------------|-----|----|
| (1) 地質調査報告書 | A4判 | 3部 |
| (2) 上記成果品を記録した電子媒体 (CD-ROM) | | 1式 |

第5章 都市計画決定資料作成業務

本業務は、都市計画決定に必要な資料作成及び関係機関との協議を行うものである。

資料作成においては、江戸崎地方衛生土木組合全体の土地利用計画及び、他の都市施設と整合を考慮し、作成するものとする。

第1節 都市計画決定の資料作成に係る業務

1. 条件の整理

施設配置計画等の内容を整理し、計画地及び周辺の土地利用規制の状況、環境特性、地域特性を把握する。

2. 事前協議用図書の作成

事前協議用図書及び添付図面の作成を行う。

3. 都市計画審議会説明用資料の作成

事前協議内容を踏まえ、都市計画審議会説明資料を作成する。

4. 関係機関との協議

関係機関との協議を行う。また、協議に向けての資料作成及び質疑回答等の資料作成を行うものとする。

5. その他

公聴会・公示後等の質問意見に対する回答を行うものとする。

第2節 都市計画法に基づく事前協議用図書及び都市計画審議会資料の作成

本業務において作成する資料は以下のとおりとする。

- (1) 統括図（縮尺 1/25,000 以上）
- (2) 計画図（縮尺 1/2,500 以上）
- (3) 計画書
 - ①都市計画に定める事項
 - ②都市計画決定の理由
- (4) 添付資料
 - ①位置図
 - ②事業計画書
 - ③土地調書
 - ④関係機関協議書
 - ⑤添付図面
 - a. 収集区域及び収集運搬経路図
 - b. 法規制図
 - c. 土地利用及び建物用途現況図
 - d. 地積図・丈量図
 - f. 施設計画図

- (5) その他必要資料

第3節 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

(1) 都市計画決定用資料作成	A4版	5部
(2) 都市計画決定資料（事前協議資料）	A4版	5部
(3) 都市計画決定資料（本申請資料）	A4版	5部
(4) 都市計画決定資料（都市計画審議会用資料）	A4版	5部
(5) 関係機関との協議資料	A4版	5部
(6) 打合せ議事録	A4版	5部
(7) その他資料		1式
(8) 上記事項の電子データ		1式

第6章 調整池基本設計業務

本業務は、調整池整備に必要な基本設計資料作成及び関係機関との協議を行うものである。
資料作成においては、江戸崎地方衛生土木組合全体の土地利用計画及び、他の都市施設と
整合を考慮し、作成するものとする。

1. 調整池基本設計

施設配置計画等の内容、計画地及び周辺の土地利用規制の状況、環境特性、地域特性を把握して調整外の排水概略検討の条件等を整理し、調整池の概略の諸元を決定すると共に主要な部分の基本設計図面を作成する。

又、決定した諸元に基づいて概算の数量及び工事費を算出する。

2. 排水協議資料等作成

基本設計で検討した放流先管渠、河川等を管理する関係機関との排水協議に必要な資料を作成すると共に、排水協議に出席して計画の内容等について説明する。

3. 打合せ協議

業務着手時、業務中間時、業務完了時の業務の主要な区切りにおいて打合せ協議を行う

4. 成果品

調整池基本設計に係る成果品は下記のとおりとする。

(1) 調整池基本設計成果	A4版	5部
(2) 関係機関との協議資料	A4版	5部
(3) 打合せ議事録	A4版	5部
(4) その他資料		1式

第7章 調整池詳細設計

1. 調整池詳細設計

過年度に実施された基本設計成果に基づき調整池工事に必要な詳細設計図面を作成する。

2. 排水協議資料等作成

詳細設計で決定した放流先管渠、河川等を管理する関係機関との排水協議に必要な資料を作成すると共に、排水協議に出席して計画の内容等について説明する。

尚、協議回数は河川協議2回、稲敷市協議2回を予定する。

3. 打合せ協議

業務着手時、業務中間時2回、業務完了時の業務の主要な区切りにおいて打合せ協議を行う。

4. 成果品

乙は、以下の注釈に示す履行期限までに下記の成果品を提出するものとする。

(1) 調整池詳細設計成果	A4版	5部
(2) 関係機関との協議資料	A4版	5部
(3) 打合せ議事録	A4版	5部
(4) その他資料		1式
(5) 上記事項の電子データ		1式

第8章 生活環境影響調査資料作成業務

第1節 生活環境影響調査業務

本業務の目的や主旨を住民に理解し、把握した上で、作業計画書を作成すること。

1. 施設設置に関する計画等の把握・整理

施設計画及び既存資料の基に、本事業の計画等を把握、整理すること。

表-1 施設計画の内容

項	目
・	施設の設置者の氏名及び住所
・	施設の設置場所
・	設置する施設の種類
・	施設において処理する廃棄物の種類
・	施設の処理能力
・	施設の焼却方式
・	公害防止対策（工事時の騒音、振動等対策を含む）

2. 生活環境影響調査項目の選定

地域概況の特性、事業特性の内容を基に抽出した生活環境影響要因に対する生活環境影響調査項目を検討し設定する。また、項目として選定した理由、項目として選定しなかった理由を整理する。

表-2 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目(案)

調査事項	生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	土地の存在及び供用						
		煙突 排ガスの 排出	施設 排水の 排出	施設 の稼働	施設 からの 悪臭の 漏洩	廃棄 物運搬 車両の 走行	施設 の存在	
大気 環境	大 気 質	二酸化硫黄 (SO ₂)	○					
		二酸化窒素 (NO ₂)	○				○	
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○				○	
		微小粒子状物質 (PM2.5)	◎					
		塩化水素 (HCl)	○					
		ダイオキシン類	○					
	騒音	騒音レベル			○		○	
	振動	振動レベル			○		○	
	悪臭	特定悪臭物質・臭気指数	○			○		
水 環境	水 質	生物化学的酸素要求量 (BOD)		×				
		化学的酸素要求量 (COD)		×				
		浮遊物質 (SS)		×				
		ダイオキシン類		×				
		T-N, T-P 等		×				
その他	景観						◎	

○：指針で選定されている標準的な項目で今回選定した項目

◎：条例等を参考に今回選定した項目

×：指針又は条例で選定されている項目であるが、今回選定しなかった項目

3. 地域概況の把握

既存資料、文献等により、建設予定地周辺を含めた地域の環境特性を把握する。

(1) 自然環境条件等の現状把握

- ・ 水象…河川の形状・流況
- ・ 気象…気温、風向、風速、降雨量等
- ・ 地象…地形、地質、地下水

(2) 社会環境条件等の現状把握

- ・ 行政区域の状況…位置、面積、人口等
- ・ 産業の状況…産業構造等
- ・ 土地利用の状況…土地利用の現況と見通し、土地利用規制等
- ・ 水域利用の状況…水利用の状況等
- ・ 交通の状況…搬入道路状況、交通量等
- ・ 人家等…周辺地域の人家及び分布等

(3) 環境質の状況の現状把握

- ・ 大気質…大気質の状況、主要な発生源の状況
 - ・ 悪臭…悪臭の状況、主要な発生源の状況
 - ・ 水質…水質の状況（海域、河川等）、水象（河川流量、流況等）、主要な発生源の状況
 - ・ 騒音…騒音の状況、主要な発生源の状況
 - ・ 振動…振動の状況、地盤の状況、主要な発生源の状況
- 環境関係法令の指定・規制状況
- ・ 環境基準等の状況
 - ・ 環境保全計画の状況

4. 現況把握（現地調査）

(1) 大気質の状況

建設予定地及びその周辺における大気質の現状を把握するため、以下に示す現地調査を実施する。

表-3 大気質の現地調査概要

項 目		頻度	測定方法	調査地点
大気質	SO ₂ 、NO _x 、SPM、PM2.5、 DXN	年1回(冬季) 1週間連続 注:塩化水素は7 検体/回	「大気汚染 に係る環境基 準」等に定める 測定方法	建設予定地、周辺地 域の各1地点の計2地 点
	塩化水素			
地上気 象	風向、風速、日射量、 放射収支量	通年観測 (365日)	地上気象観 測法	建設予定地1地点
上層気 象	風向、風速、気温	年1回(冬季) 3日間連続(8回 /日放球)	「高層気象 観測指針」に定 める測定方法	建設予定地1地点

(2) 騒音・振動

建設予定地及びその周辺における騒音・振動の現状を把握するため、以下に示す現地調査を実施する。

表-4 騒音・振動等の現地調査概要

項 目		頻度	測定方法	調査地点
環境騒 音・振動	騒音レベ ル	年1回 平日の24 時	「騒音に係る環境基準につ いて」に定める測定方法	建設予定地敷地境 界1地点
	振動レベ ル		「振動規制法施行規則」に 定める測定方法	
交通騒 音・振動	騒音レベ ル	年1回 平日の7～ 19時	「騒音に係る環境基準につ いて」に定める測定方法	搬入ルート沿道2 地点
	振動レベ ル		「振動規制法施行規則」に 定める測定方法	
	地盤卓越 振動数		1/3 オクターブバンド周波 数分析による測定方法	
交通量	3車種		カウンターによる人手計測	

(3) 悪臭

建設予定地及びその周辺における悪臭の現状を把握するため、以下に示す現地調査を実施する。

表-5 悪臭の現地調査概要

項目		頻度	測定方法	調査地点
悪臭物質	特定悪臭 22物質	年1回 夏季	「悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月環境庁告示第9号)に定める方法等	建設予定地、周辺地域の各1地点の計2地点
官能試験	臭気指数			建設予定地、周辺地域の各1地点の計2地点
簡易気象	気温、湿度、風向、風速		簡易な風向・風速計等による方法	周辺地域の1地点

(4) 景観

建設予定地周辺からの眺望状況を把握するため、以下に示す現地調査を実施する。

表-6 景観の現地調査概要

項目		頻度	測定方法	調査地点
景観	眺望景観	年1回	主要な眺望点からの眺望状況を写真撮影により把握する方法等	主要な眺望点3地点

5. 予測及び影響の分析

施設設置に関する計画等の内容及び現況調査結果より、本事業の実施が大気質、騒音、悪臭及び景観に及ぼす影響について予測する。

また、影響の分析として、予測の結果を踏まえ、本事業による影響が実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているか否かについて見解を明らかにする。評価の内容は、以下の基本方針に基づき実施する。

- ① 影響の回避又は低減による分析（周辺環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているか否かについて事業者の見解を明らかにする。）
- ② 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析（環境基準等の目標と予測値とを対比しその整合性を検討する。）

表-7 予測項目と予測手法

予測事項	予測項目	予測手法
大気質	・施設の稼働(排出ガス)による大気質への影響	大気汚染物質の拡散計算式による定量的予測方法（長期平均濃度予測及び短期高濃度予測）
	・廃棄物搬入車両による大気質への影響	大気汚染物質の拡散計算式による定量的予測方法

騒音	・施設の稼働による施設騒音の影響	騒音の伝搬理論式等による定量的予測手法
	・廃棄物搬入車両による道路騒音の影響	騒音の伝搬理論式等による定量的予測手法
振動	・施設の稼働に伴う施設振動の影響	振動の伝搬理論式等による定量的予測手法
	・廃棄物搬入車両による道路振動の影響	振動の伝搬理論式等による定量的予測手法
悪臭	・施設の稼働に伴う悪臭の影響	大気汚染物質の拡散計算式による定量的予測方法
景観	・施設の存在による景観への影響	フォトモンタージュ法による視覚的表現方法

6. 総合的な評価

生活環境影響調査項目のそれぞれについて一覧表形式等で整理し、予測・影響の分析の結果の概要が一覧で把握できるようにすることにより環境影響の総合的な評価を行う。

7. 生活環境影響調査書等の作成

(1) 報告書の作成

「(2) 施設設置に関する計画等の把握・整理」～「(7) 総合的な評価」までを生活環境影響調査書としてとりまとめを行うこと。

(2) 概要書の作成

報告書の概要書を作成すること。

(3) あらましの作成

地域住民への説明資料等とするための概要書を作成すること。必要枚数は4頁程度とする。

8. 住民意見に対する見解書の作成

生活環境影響調査書の縦覧に対して、調査書の内容についての質問等意見があった場合には、その整理をするとともに見解書を取りまとめること。

9. 打合せ協議

打合せは、以下に示すように計6回を予定する。なお、必要に応じて随時実施すること。

- | | |
|----------------|----|
| ① 業務着手時(作業計画書) | 1回 |
| ② 現地調査報告 | 1回 |

- | | |
|------------|-----|
| ③ 調査書案 | 2 回 |
| ④ 概要書・あらまし | 1 回 |
| ⑤ 納品時 | 1 回 |

10. 成果品

乙は、以下の注釈に示す履行期限までに下記の成果品を提出するものとする。

- | | | |
|--------------------|-------------------|------|
| (1) 生活環境影響調査書 | A 4 版製本 | 10 部 |
| (2) 生活環境影響調査書 概要書 | A 4 版製本 | 10 部 |
| (3) 生活環境影響調査書 あらまし | A 4 版製本(4 頁) | 50 部 |
| (4) 上記原稿の電子データ | 電子記録媒体 (CD-ROM 等) | 1 式 |